CRPD/C/NOR/CO/1

ノルウェーへの初回総括所見（JD仮訳）

障害者権利委員会

2019年4月9日

**I.　はじめに**

1. 委員会は、2019年3月25日および26日に開催された第455回および第456回の会合でノルウェーの最初の報告書（CRPD/C/NOR/1）をそれぞれ検討し、2019年4月4日の第471回会合で以下の総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告指針に従って作成されたノルウェーの初回報告書を歓迎し、委員会が作成した事前質問事項への締約国の書面による回答（CRPD/C/NOR/Q/1/Add.1）に感謝する。

3. 委員会は、報告書の審議中に行われた建設的対話を高く評価し、関係政府省庁の代表者を含む、その高レベルな代表団の強さについて締約国を称賛する。

**II．肯定的側面**

4. 委員会は、条約の実施に関して締約国が達成した進展を歓迎する。特に、以下の立法、政策および行政措置の採択を高く評価する。

（a）2018年1月の平等および差別禁止法の制定。

（b）LGBTIQ行動計画：安全、多様性、開放性（2017-2020年）。これは、オンラインサービスの下で障害、セクシュアリティ、およびLGBTIQを含めることを目的としたプログラムを特徴としている。

（c）ヘイトスピーチ防止戦略（2016-2020年）。これは、特に障害に基づくヘイトスピーチとの闘いを目的としている。

（d）障害者を対象グループの一つとする2018年の国家インクルージョン事業。

（e）2015年の患者および利用者権利法における、利用者管理のパーソナルアシスタンスの権利の法定化。

 **III.　主な懸念と勧告**

**A.一般原則と義務（第1〜4条）**

5. 委員会は以下について懸念している。

（a）条約が国内法に盛り込まれていないこと、および条約を実施するための、障害者団体との協議において設定された期限と予算を伴う包括的な戦略や行動計画が存在しないこと。

（b）条約第12条、第14条および第25条に対する解釈宣言。

（c）締約国が条約の選択議定書をまだ批准していないという事実。

（d）障害の医学的モデルを人権モデルに置き換えることに関する進展の遅さ。

（e）障害者に提供されるサービスの自治体間の格差。

（f）障害者団体に対する持続可能な財政支援の欠如。

**6. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）条約を国内法に取り入れ、条約に沿って法律を改正し、そして、障害者団体との綿密で意義のある完全にアクセス可能な協議を通じて策定した、明確な期限を伴う条約を実施するための透明で持続可能な財源を備え、包括的戦略および行動計画を作成する。**

**（b）条約第12条、第14条および第25条の解釈宣言を撤回することを検討する。**

**（c）条約の選択議定書を批准する。**

**（d）条約第1条から第3条までに規定されている基準および原則に従って、障害の評価に関するすべての法制で障害の人権モデルを採用すること。**

**（e）国内の法制、基準、および指針を通じて、障害者に提供されるサービスにおける自治体間の差を減らすために必要なすべての措置を講じる。**

**（f）障害者団体に持続可能な財政支援を提供する。**

**B.具体的な権利（第5〜30条）**

**平等と無差別（第5条）**

7. 委員会は以下のことを懸念している。

（a）障害者、特に少数民族に属する障害者に対する複合的および交差的差別に取り組む有効な法律および仕組みが存在しない。

（b）差別事件における法的援助へのアクセスが不十分である。

（c）差別禁止裁判所は、賠償および補償を課す権限を制限されている。

（d）サミ出身の障害者および移民家族の障害児は、コミュニケーションの問題、文化の違い、および福祉制度に関する知識が不十分なため、公共サービスへのアクセスが不十分である。

（e）ロマやテーター/ロマニを含む、少数民族に属する障害者の生活環境に関する具体的な研究がない。

**8. 委員会は、一般的意見6（2018）に沿って、締約国に以下を勧告する。**

**（a）年齢、障害、出身国、性別、ジェンダー、民族および移民の身分に基づく複合および交差する差別に対する明示的な保護、および加害者に対する効果的な制裁を課すために必要な法的措置およびその他の措置を採用する。**

**（b）すべての差別事件において法的支援を提供し、また交差的差別を含む差別事例の差別禁止裁判所への申立てで障害者を支援することを可能にするため、平等および差別禁止オンブッドの資源を増やす効果的な措置を講じる。**

**（c）障害者差別事件で差別禁止裁判所に訴える者が利用可能な救済の範囲を拡大するために、差別禁止法を改正する。**

**（d）先住民族の障害者、少数民族の障害者、および障害者に自分たちの権利とそのアクセス方法について知らせるための啓発キャンペーンおよび訓練を実施する。**

**（e）****ロマやテーター/ロマニを含む少数派に属する障害者の生活状況に関する調査を実施し、不平等や差別に対処するための適切な立法上、行政上および実務上の手段を設計および採用する。**

**障害のある女性(第6条)**

9. 委員会は以下のことを懸念している。

（a）障害のある女性が直面している差別には、複合的/交差的形態の差別があり、いろいろな形の差別を防止し、それに対抗するための措置がない。

（b）障害のある男性と比較して、障害のある女性はフルタイムで雇用される割合が低い。

（c）ジェンダーの視点は障害研究に含まれておらず、障害のある女性および女児の権利はジェンダーの平等と障害の課題から抜け落ちている。

**10. 委員会は、障害のある女性と女児に関する一般的意見3（2016）および持続可能な開発目標のターゲット5.1、5.2および5.5の観点から、締約国が女性と障害のある少女に対する複合的/交差的差別に対処するための措置を強化するよう勧告する。特に、**

**（a）複合的かつ交差的な差別に対処するための効果的な法的、政策的および実務的措置を実施すること。**

**（b）雇用主の積極的な関与による教育、技能開発および生涯学習へのアクセスの改善を含め、障害のある女性の公的および民間部門におけるフルタイムの雇用機会を促進するための具体的な措置を講じること。**

**（c）障害研究におけるジェンダーの視点と、ジェンダーの平等と障害の課題における障害のある女性および女児の権利とを、主流にすること。**

**障害のある児童 (第7条)**

11. 委員会は以下について懸念している。

（a）学校環境およびいじめに関する章を除く教育法、そして患者および利用者法では、子どもの最善の利益の原則の認識が不十分であること。

（b）障害児の施設入所。

（c）移住者または難民の両親の障害のある子ども、サミを背景とする障害のある子ども、そしてロマやテーター/ロマニを含む少数民族の障害のある子どもへの治療、ケア、その他の機会へのアクセスの不平等。

（d）障害のある子どもに関連する問題について、とくに学校環境やいじめの問題以外の教育に関して、彼らの進化する能力を尊重しつつその意見を聞き取って考慮するという、彼らの生活に影響する意思決定に参加する権利を確保するためのアクセス可能な仕組みの欠如。また、利用可能な苦情解決の仕組みの不在。

**12. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）学校環境といじめに関する法律の章以外の教育法の規定と患者及び利用者法を含め、すべての法律、および子どもに関係する司法上、行政上の意思決定手順に、子どもの最善の利益の原則を取り入れること。**

**（b）障害のある子どもが家族の世話を受ける権利、より広い家族の中でまたは地域社会の中での家族による代替的な世話を受ける権利を確実にするための措置をとる。**

**（c）移民・難民の両親のもとの障害のある子ども、サミ出身の障害のある子ども、ロマやテーター/ロマニを含む少数派に属する障害のある子どもに特に注意を払いながら、法律、政策および措置において、機会均等およびコミュニティへのインクルージョンの原則に基づいて、すべての障害のある子どもを考慮に入れる。**

**（d）特に学校環境といじめの問題以外に関する学校教育について、障害のある子どもたちが自分たちの生活に影響を与える意思決定プロセスに完全かつ効果的に参加するための包括的な戦略とアクセス可能な仕組みを促進し、彼らの進化する能力を尊重しつつその意見が考慮される権利を確保する。また確実に彼らがアクセス可能で子どもに優しい苦情解決の仕組みへのアクセスを持てるようにすること。**

**意識の向上 (第8条)**

13. 委員会は、障害者に対する否定的な固定観念、偏見、および言葉の存続を懸念している。委員会はまた、障害者の権利に関する包括的かつ革新的な意識啓発プログラムの欠如も懸念している。

**14. 委員会は、締約国が、障害者団体と協力して、メディア、公務員、裁判官および弁護士、警察、ソーシャルワーカーおよび一般市民のための、革新的な公の意識向上および教育プログラムを開発し実施することを勧告する。これは、性的指向および性同一性の理由を含む、社会における障害者に対する否定的な固定観念、偏見および言葉に対しての取り組みであり、意識の向上および人権に基づく障害の概念の促進を目的とする。**

**アクセシビリティ（第9条）**

15. 委員会は以下のことを懸念している。

（a）計画及び建築法は、既存の建物及び輸送手段に対するユニバーサルデザインの原則を実施する期限及び予算を設定せず、ユニバーサルデザイン行動計画2015-2019もまた実施の明確な期限を欠いている。

（b）平等および差別禁止法は、商品、サービス、および情報へのアクセスに関する具体的な規定を含まず、一般の人々が立ち入らない職場は対象としていない。

（c）セルフサービスを利用できない障害のある人に対する商品、サービス、情報通信サービスへの普遍的なアクセスを管理する法律はない。ICTのユニバーサルデザインの規制は、一般向けの事業に限定されている。

（d）建築環境およびICTを含む情報通信へのアクセスを規定するすべての法律の実施のための具体的かつ効果的な措置および制裁はない。

**16. 条約第9条およびその一般的意見No.2（2014）を踏まえて、委員会は、締約国に対し、持続可能な開発目標の目標9ならびにターゲット11.2および11.17を達成するための努力に関して次の勧告をする。**

**（a）障害のある人の完全なアクセシビリティを促進するため、商品やサービスのユニバーサルデザイン、点字、字幕、手話通訳、わかりやすい版やその他の代替の通信方法と様式の促進を含む、輸送、情報および通信サービスなど、一般に公開または提供されている建物およびサービスへのアクセスに対する、既存の障壁をすべて取り除く。**

**（b）ユニバーサルデザイン行動計画2015-2019において、既存の建物（小学校と中学校を優先して）および交通手段のユニバーサルデザイン化のために、期限と対象を特定した予算を定めた規則を導入する。**

**（c）セルフサービスを使用できない障害のある人に商品、サービス、情報通信サービスへのアクセスを保障し、一般市民が立ち入らない職場にもユニバーサルデザイン原則の義務が適用されるように立法上および実務上の措置を講じる。**

**（d）一般大衆にサービスを提供するすべての企業に、情報通信技術（ICT）を含む情報通信のアクセシビリティの保障を要求された場合には、障害のある人に個別のサービスを提供することを義務づけるよう、ICTのユニバーサルデザインに関する規則を改正する。**

**（e）建造された環境へのアクセスならびに情報通信技術およびシステムを含む情報通信へのアクセスを規定するすべての法律の実施のために、具体的かつ効果的な措置および制裁措置を講じる。**

**危険な状況及び人道上の緊急事態(第11条)**

17. 委員会は、危険および緊急の事態における障害者への不均衡な（特に大きな）影響、ならびに障害者を含む災害リスク軽減に関連する包括的政策の不在、そして国家災害リスク軽減戦略の計画、実施および監視プロセスにおける障害者の代表組織の関与の欠如について懸念している。

**18. 委員会は、締約国に対し、仙台防災枠組2015-2030に従い、障害者を代表する団体との活発な協議を通じて、以下を行うことを勧告する。**

**（a）機能障害の種類を問わずすべての障害者が利用でき、無料で、アクセス可能な、締約国全体の緊急情報および警告システムを開発する。**

**（b）すべての危険状況において、障害者がアクセス可能でインクルーシブな災害リスク軽減戦略を採用する。**

**法律の前にひとしく認められる権利(第12条)**

19. 委員会は以下のことを懸念している。

（a）代理意思決定制度が、心理社会的または知的障害のある人を含む障害者のための支援付き意思決定の代替案にまだ置き換えられていない。

（b）いくつかの改善にもかかわらず、県知事は後見人の監督を十分に実行しておらず、また、後見人の訓練に必要な障害の人権モデルおよび障害者の完全な法的能力の尊重に関する十分な知識を依然として欠いている。

（c）支援を受ける人のための訓練の欠如。これは法的能力の行使において、より少ない支援で足りる、あるいは、もはや支援はいらないと、自分で決めることができるための訓練である。

**20. 委員会は、法律の前での平等な承認に関する一般的意見1（2014）を想起し、締約国に以下を勧告する。**

**（a）後見法が改正中なので、「後見」の用語を変え、代理意思決定の概念を、支援の必要度にかかわらずすべての障害のある人のための支援付き意思決定に置き換えることによって、体系的に変更することを検討する。**

**（b）機能障害に基づいて法的能力を否定する後見法に従って差別的規定をすべて廃止し、機能障害にかかわらず、いかなる人も自分の意思に反して後見の下に置かれることがないようにし、すべての障害のある人が完全な法的能力を持つという認識に関する訓練を強化する。**

**（c）すべての障害者の法的能力を完全に回復させることを目的とした法的手続きを確立し、支援された意思決定メカニズムが関係者の自主性、意思および嗜好を尊重するようにする。**

**（d）本人の権利、意思および嗜好の尊重を確保する法的能力の行使のために、県レベルで監視および監督される適切かつ効果的な保護措置を作成し、一貫して実施する。**

**（e）障害のある人の法律の前での平等な認識と支援付き意思決定の仕組みの権利についての、県知事および後見人を含む公務員の****能力構築活動を強化する。また、支援を受ける人が、法的能力の行使において、より少ない支援で足りる、あるいは、もはや支援はいらないと決めることができるための能力構築活動を強化する。**

**司法へのアクセス（第13条）**

21. 委員会は以下について懸念している。

（a）特にろう者、難聴者、心理社会的または知的障害のある人のための、司法および法執行機関における手続き上の配慮および年齢に応じた配慮の欠如。

（b）障害のある人、特に施設にまだ住んでいる人のための無料の法的援助へのアクセスを欠く現在の法的援助システム。そして、教育、医療・ケアサービスおよび差別は、法的援助法では優先されていないこと。

**22. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）司法および法執行機関における手続き上および年齢に応じた配慮を確保する。**

**（b）現行の法的援助制度の改正の過程において、まだ施設内に居住している人を含む、障害のある人のための無料の法的援助の提供を確保し、教育、医療・ケアサービスおよび差別がこの法で優先されるようにする。**

**（c）持続可能な開発目標のターゲット16.3の実施において、条約第13条を遵守する。**

**身体の自由と安全（第14条）**

23. 委員会は以下について懸念している。

（a）精神保健法、患者および利用者の権利法、医療・ケアサービス法を含む法的規定が、心理社会的または知的障害のある人の、自由の剥奪および同意のない治療と拘束を認めている。

（b）心理社会的または知的障害のある人に対する拘束、隔離、分離、同意のない治療、およびその他の侵襲的な方法などの強制の使用。

（c）知的障害のある人に対する強制と力の使用、および有資格者の不足。

**24. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）第14条のガイドラインに沿って、予測された障害または実際の障害に基づく同意のない自由の剥奪、および心理社会的または知的障害のある人の強制治療を許可するすべての法的規定を廃止し、実際のまたは予測された機能障害に基づいて自由を剥奪された障害のある人に効果的な救済策を提供する。**

**（b）スタッフ訓練、代替的・非侵襲的方法の優先、および手続き上の保証と管理の強化を通じて、心理社会的または知的障害のある人に対する、拘束、隔離、分離、同意のない治療、およびその他の侵襲的な方法などの強制の使用を防止する。**

**（c）特に知的障害者、拘禁中の心理社会的障害のある人、高齢者、特にナーシングホームで暮らす認知症のある高齢者に対する強制と力の使用を改める。これらの人への強制と力の使用の決定は、有資格の医療従事者が厳格な基準に従って適切な法的保護のもとで、そして、自己決定権を尊重して行われるようにする。**

**（d）委員会はさらに、締約国に対し、生物学及び医学の適用に関する人権及び人間の尊厳の保護に関する欧州評議会条約：人権及び生物医学に関する条約（ETS第164号）への追加議定書に関する地域協議を通じて、条約第14条および条約第14条に関する委員会の指針（A/72/55、附属書I参照）に基づく義務に従うことを求める。**

**拷問または残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける扱いおよび刑罰からの自由（第15条）**

25.委員会は、締約国が電気けいれん治療の使用を評価していることに留意し、次のことを懸念する。

（a）電気けいれん治療の非自発的使用は公式に採択された法ではなくガイドラインによって行われている。

（b）障害のある人が自分の治療に対して苦情を申し立てるための十分な情報と可能性がない。また、そうした場合の報復の恐れがある。

**26. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）電気けいれん療法などの侵襲的かつ不可逆的な治療の強制的な実施の廃止を法律に取り入れる。**

**（b）支援された意思決定および効果的な苦情解決メカニズムに関する法律の規定を含む、障害者に対する明確で効果的な手続き上の保護手段を確立し、無料の法的援助を含む法的助言およびこの権利に関する情報への効果的なアクセスを確保する義務を設ける。**

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

27. 委員会は以下について懸念している。

（a）障害者に対するあらゆる形態の搾取、暴力および虐待を認識するための、家族、介護者、医療従事者および司法・警察当局者のための訓練がないこと。

（b）障害のある人、特に障害のある女性および少女に対する、性的暴力、虐待および搾取を含む暴力の事例は、しばしば通報も賠償もされず、また、障害のある女性および少女、特に心理社会的または知的障害のある人をジェンダーに基づく暴力から保護するための具体的な措置がない。

 （c）いじめ、ヘイトスピーチ、およびヘイトクライムにさらされている障害者は多く、ヘイトクライムとして識別も調査もされていないことが多い。

**28. 委員会は、締約国が以下の措置を講ずるよう勧告する。**

**（a）あらゆる形態の搾取、暴力および虐待を認識することに関して、家族、介護者、医療従事者および法執行官に定期的な訓練を提供する。**

**（b）障害のある人、特に女性および少女に対する、性的虐待を含む暴力および虐待、特に心理社会的または知的障害のある人に対する暴力および虐待のあらゆる申し立てについて調査を行い、法廷が加害者に適切な制裁を課し、被害者がサービスや情報、苦情の申告、賠償を受けられるようにし、合理的配慮の拒否を防ぐための個別支援を含め、被害者が差別なく即時保護および支援サービスを一般のサービスや避難所を含めて利用できるようにする。**

**（c）障害者がいじめ、ヘイトスピーチ、およびヘイトクライムを受けないようにするために必要なすべての措置を講じ、法執行機関および司法制度が障害者に対するヘイトクライムを識別、調査、および制裁することを確実にする。**

**個人をそのままの状態で保護すること(第17条)**

29.委員会は、女性および子どもを含む障害者が強制的な中絶および不妊措置を含む非自発的治療を受け続けていると報告されていることを懸念している。

**30. 委員会は、締約国が重症度および機能障害の種類にかかわらず、中絶および不妊措置を含む医学的治療に対して、障害のある人、特に女性および子どものインフォームドコンセントおよび事前の同意を与える権利を尊重するための効果的な措置を講じるよう勧告する。そして、意思決定のための効率的な支援の仕組みを提供すること。**

**自立した生活及び地域社会への包容(第19条)**

31. 委員会は以下について懸念している。

（a）明確なスケジュールと予算での障害者の脱施設化を進める行動計画がないこと、そして完全に自立した生活ではなく、共有住宅での障害者の生活が強調されていること。

（b）とくに市町村において、支援サービス、とりわけ利用者が管理するパーソナルアシスタントサービスの開発のための資源を提供する努力の不足。

（c）強制的な医療と薬物によるリハビリテーションを認める既存の規制の枠組み。

（d）ろう者または難聴者が、勤務時間外に常に通訳サービスを受けられるわけではないという事実。

**32. 自立生活と地域社会へのインクルージョンに関する委員会の一般的意見5（2017）を参照して、委員会は締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）効果的な脱施設化計画のために、適切な人的、財政的および技術的資源を開発、実施および提供する。明確な時間枠と指標を持ち、あらゆる段階で代表的な組織を通じて障害者が参加し、特に自立生活条件の改革を実施する計画。**

**（b）障害者が自立生活のための十分な個人予算を法的に取得できるようにするために必要な措置を採用する。これは障害に関連する追加費用を考慮に入れると同時に、施設から地域社会に資源を振り向け、パーソナルアシスタンスを利用しやすくする。**

**（c）2019年6月に予定されている委員会の査定を考慮に入れて、医療・ケアサービスにおける強制を終わらせるための法的および実務的措置を採用する。**

**（d）勤務時間外を含め、必要に応じてろう者および難聴者に通訳サービスを提供するのに十分な人的および財政的資源を提供する。**

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会(第21条)**

33. 委員会は以下について懸念している。

（a）特に公的な場面での、わかりやすい版、平易な言葉、字幕、手話、点字、および音声解説など、アクセスしやすい形式および技術での情報およびコミュニケーションの提供の不足。

（b）ほとんどのテレビ生放送およびマスメディアのアクセシビリティの欠如。

（c）5％を超える視聴者を有する商業用テレビ放送事業者のみに、また、午後6時から午後11時までの限られた時間内の放送のみに、字幕を付けることを要求する放送法。

**34. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）すべての公共サービスについて、Webアクセス、手話、字幕、点字、わかりやすい版、平易な言葉を含め、障害のある人に適した利用可能な情報および通信様式と支援技術の提供を増やす。**

**（b）マスメディア、特に生放送でのアクセシビリティを向上させる。**

**（c）すべての放送事業者に常に字幕を付けるよう放送法の要件を強化する。**

**家庭及び家族の尊重(第23条)**

35. 委員会は以下のことを懸念している。

（a）締約国は、障害のある親が子どもを育て、親の責任を果たすための十分な支援を提供していない。

（b）子どもを両親から引き離す、介護施設に入れる、または児童福祉サービスに連れて行く要因の1つに、子ども自身または両親の障害がある。

**36. 委員会は、締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）障害のある親が親の責任を果たすために、利用可能でインクルーシブな地域社会の支援と保護の仕組みが利用できるようにする。**

**（b）両親または自分自身の障害に基づいて、両親から子どもを連れ去ることを法律で明示的に禁止する。**

**教育（第24条）**

37. 委員会は以下について懸念している。

（a）公立および私立学校において、合理的配慮の否定を含め、障害のある人が差別なくインクルーシブな教育にアクセスできるようにするための差別禁止規定を含む、効果的な法的仕組みの欠如。

（b）補助者および支援スタッフの提供を含む、教育における個別支援の提供の手続きを示す基準の欠如。

（c）多くの障害児が十分な水準の教育を受けておらず、学習成果が低い。特別な教育サービスの大部分は、熟練していない補助者や適切なトレーニングを受けていない教師によって提供されている。

（d）障害のある子どもがアクセス可能な苦情解決の仕組みの欠如、および法令違反に対する制裁の欠如。

（e）多くの障害のある学生は、社会性の発達やコミュニケーション能力などの基本的能力の適切な訓練を受けていない。これらの訓練は、最も適切な環境で学習能力を向上させる。

**38.　インクルーシブ教育の権利に関する委員会の一般的意見No.4（2016）および持続可能な開発目標のターゲット4.5および4.8に沿って、委員会は締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）アクセシブルで効果的な苦情解決の仕組みの提供を含む、障害に基づく教育上の差別を明確にカバーするための差別禁止条項を強化する。**

**（b）主流教育において効果的な個別支援措置を提供するための国内基準を採用し、インクルーシブ教育を促進するのに必要な支援を障害者が確実に受けるために十分な財源と人的資源を割り当てる。**

**（c）すべての教師が個別指導のための適切なスキルを持ち、障害のある子どもの両親に個別支援措置の費用がかからないようにする。**

**（d）すべての子どもたちに対してインクルーシブかつ質の高い教育を確実にするために、第24条に完全に準拠する障害の人権モデルに基づく法律を導入する。**

**（e）障害のある学生が、インクルーシブ教育システム内の、彼らの要求に適合するよう配慮された環境で、学習能力を強化するために必要なスキルの訓練を確実に受けるようにするための措置をとる。**

**健康（第25条）**

39. 委員会は、以下の事項が欠如していることを懸念している。

（a）医療専門家の間での障害者の権利に関する認識。保健医療サービスおよび施設は、依然として施設に住む障害者を含む障害のある人にとって、ほとんどアクセス不可能であり利用できないままである。

（b）障害のある女性のための医療サービスおよび施設に関する情報、特に性的および生殖に関する健康と権利に関する情報の利用可能性。

**40. 委員会は、締約国が持続可能な開発目標のターゲット3.7および3.8を達成するための努力において条約第25条を遵守すること、および次のことを勧告する。**

**（a）知的または心理社会的障害のある人および広範な支援を必要とする人を含む障害者の、地域における医療サービスおよび施設のアクセシビリティを確保する措置を強化し、アクセシブルな様式で情報を提供する。**

**（b）医療専門家の間での障害者の権利の意識を高める。**

**（c）性的および生殖にかかわる健康と権利の分野を含む、アクセス可能な医療サービスと施設に関するアクセス可能な様式の情報を、障害のある人、特に女性に提供するための措置をとる。**

**労働及び雇用(第27条)**

41. 委員会は、開放的労働市場への障害者の参加を促進するための努力は限られており、ほとんど影響がないこと、および交差的不平等が続いていることを懸念している。また、合理的配慮の否定を含む、障害に基づく差別がつづいていることも懸念する。

**42. 委員会は、締約国が障害者団体との緊密な協議のもと、条約に沿って、および持続可能な開発目標のターゲット8.5の観点から、開かれた労働市場における障害者の雇用水準を高めるための措置を採択するよう勧告する。そして、障害者を含むすべての人のための完全で生産的な雇用とディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の達成を確実にし、同等の価値のある仕事への平等な報酬を支払うこと。また、締約国に以下を勧告する。**

**（a）労働市場における障害者に対する固定観念と偏見に対抗し、合理的配慮の否定を含む障害に基づく差別を規制する規則を採用する。**

**（b）平等及び差別禁止法において、職場におけるユニバーサルデザインを雇用主の義務とする。物理的環境のユニバーサルデザインと職業生活でのユニバーサルなICTを通して、アクセシビリティに関する戦略を作成し実行する。**

**（c）民間および公共の労働の場での障害者の雇用を促進するために、積極的で的を絞った体系的な努力が確実になされること。**

**（d）労働市場に参入することに関心がある障害者の雇用機会を促進するために、ノルウェー労働福祉局に明確な権限と十分な資源を与える。**

**（e）公的部門の新入職員の5％を障害者にする目標を民間部門にも拡大することを検討する。**

**相当な生活水準及び社会的な保障(第28条)**

43. 委員会は、既存の経済支援制度が障害者のための適切な生活水準を保証し、追加的な障害関連費用を賄うには不十分であることを懸念している。

**44. 委員会は、締約国が、障害者の支出する追加費用を考慮することによって社会保護政策およびプログラムが必要かつ十分な所得水準を確保できるようにすることを勧告する。**

**政治的及び公的活動への参加(第29条)**

45. 委員会は、投票手続、施設および資料にアクセスできないことを懸念している。委員会はまた、選挙への障害者の立候補の率および投票率の低さ、ならびに選出された議員や指名された委員の低い割合を懸念する。

**46. 委員会は、締約国に対し、障害者団体との協議により以下のことを実施するよう勧告する。**

**（a）選挙の手続、施設および手話、点字および分かりやすい版の資料を含めた資料に、すべての障害者がアクセスできることを確保し、アクセス可能な電子投票の導入を検討する。**

**（b）測定可能な目標および指標を用いて、障害のある女性を含む障害のある人々の政治生活および公的な意思決定への参加を促進する。**

**文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）**

47. 委員会は、障害のある人、特に子どもが他の人々と平等に文化的生活、レクリエーション、レジャーおよびスポーツに参加するための障壁に直面していることを懸念している。また、締約国が、盲人、視覚障害者、またはその他の印刷物の利用が困難な人のための出版作品へのアクセスを促進するマラケシュ条約をまだ批准していないことも懸念される。

**48. 委員会は、締約国が、レクリエーション、レジャー、スポーツ活動のためのインクルーシブでアクセス可能な施設（ユネスコ世界遺産を含む）を確保し、促進するために必要なあらゆる措置を講じ、平等なアクセスを提供し、障害者、特に障害のある子どもの参加を確保するよう勧告する。また、締約国に対し、盲人、視覚障害者、またはその他の印刷物の利用が困難な人のための出版作品へのアクセスを促進するマラケシュ条約を速やかに批准することを奨励する。**

**C.特定の義務（第31〜33条）**

**統計とデータ収集（第31条）**

49. 委員会は、障害者に関する一貫した統計の欠如と入手可能なデータにおける人権指標の欠如を懸念している。これは、締約国が適切な政策を策定することを困難にしている。委員会はまた、持続可能な開発目標の実施において障害関連の指標が効果的に適用される範囲が限られていることについても懸念している。

**50. 持続可能な開発目標のターゲット17.18を考慮して、委員会は締約国に以下のことを勧告する。**

**（a）性別、年齢、民族、機能障害の種類、社会経済的地位、雇用、直面する障壁、居住地で分類した障害者のデータ、ならびに障害者に対する差別または暴力のケースに関するデータを、障害統計に関するワシントングループの方法論を用いて収集、分析および普及する。**

**（b）障害者を代表する組織と協議の上、障害者の状況に対応するための証拠に基づく政策を策定する。**

**国際協力（第32条）**

51. 委員会は、締約国が2018年に国際協力活動において障害マーカー（指標）を導入したことに留意した。しかし、開発協力パートナーとしての障害者団体の効果的な関与についての情報の欠如を懸念している。

**52. 委員会は、締約国が委員会の一般的意見第7号（2018年）に沿って、国際協力活動のプログラム及びプロジェクトの設計、実施、監視及び評価に際して、代表組織を通じて障害者の全面的かつ効果的な参加、インクルージョンおよび協議を確保するために措置を導入するよう勧告する。**

**IV.　ファローアップ**

**情報の普及**

**53. 委員会は、この総括所見に含まれる全ての勧告の重要性を強調するとともに、パラグラフ6及びパラグラフ20に含まれる勧告に締約国が注意することを望む。**

**54. 委員会は、締約国が検討および行動のために、現代的な社会的通信戦略を使用して、この総括所見を政府と国会、関係省庁の職員、司法および教育、医療および法律の専門家などの関連専門家集団のメンバー、地方自治体、民間部門およびメディアに伝達することを勧告する。**

**55. 委員会は、締約国に対し、定期報告の作成への市民社会団体、特に障害者団体の参加を強く奨励する。**

**56. 委員会は、締約国に対し、手話を含む国語と少数言語により、そして、アクセス可能な様式で非政府組織および障害者団体、ならびに障害者自身とその家族員にこの総括所見を広く普及するよう要請する。そして、それを政府の人権ウェブサイト上で利用可能にすること。**

**次回の定期報告**

**57. 委員会は、締約国に対し、2027年7月3日までに第2回定期報告書を提出し、この総括所見の勧告の実施に関する情報をその中に含めることを要求する。委員会はまた、締約国に対し、委員会の簡潔な報告手順の下で上記報告を提出することを検討するよう要請する。その手順では、締約国の報告期日の少なくとも1年前に委員会が事前質問事項を用意し、それへの回答が締約国報告となる。**

（訳：佐藤久夫、木盛和美）